



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・生活保護法に基づく指定医療機関の指定
- ・生活保護法に基づく指定医療機関の変更
- ・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止
- ・生活保護法に基づく指定介護機関の指定
- ・生活保護法に基づく指定介護機関の廃止
- ・生活保護法に基づく指定施術機関の指定
- ・生活保護法に基づく指定施術機関の廃止
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（2件）
- ・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立
- ・公有水面埋立ての免許

所管課（室）名

福祉保健課
〃
〃
〃
〃
〃
〃
障害福祉課
水産経営課
港湾課

◎ 公 告

- ・肥料登録の有効期間の更新
- ・土地改良区の役員の住所変更
- ・土地区画整理事業の定款の変更認可

農業経営課
農村整備課
住宅課

◎ 交通局公告

- ・一般競争入札の参加者の資格等
- ・一般競争入札の実施

総務課
〃

◎ 有明海自動車航送船組合告示

- ・有明海自動車航送船組合議会令和2年第2回定例会の召集

有明海自動車航送船組合

告 示

長崎県告示第647号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和2年10月2日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	指定年月日	有効期間
田川小児科	田川 正人	長崎県大村市東本町542番地	令和2年6月30日	令和8年9月28日
たけし歯科医院	武 俊朗	長崎県大村市桜馬場2丁目355-1	令和2年9月1日	令和8年8月31日
野田耳鼻咽喉科	野田 哲哉	長崎県大村市大川田町406-10	令和2年9月1日	令和8年8月31日
優愛薬局向陽店	有限会社 メディカル オフィス 代表取締役 石田 秀雄	長崎県大村市西三城町17-12 1F	令和2年9月1日	令和8年8月31日
ほり内科クリニック	堀 博之	長崎県大村市松並1丁目191-1	平成31年2月1日	令和7年1月31日
JR九州ドラッグイレブン 薬局大村店	JR九州ドラッグイレブン 株式会社 代表取締役 畑井 慎司	長崎県大村市松並1丁目157-23	令和2年9月16日	令和8年9月15日
まなび野調剤薬局	有限会社くすりす 代 表取締役 大村 裕一	長崎県西彼杵郡長与町まなび野 2-2-1	令和2年8月1日	令和8年7月31日
中通り薬局	有限会社 藤医新 代 表取締役 藤吉 正浩	長崎県西彼杵郡時津町浦郷274-4	令和2年9月12日	令和8年9月11日

長崎県告示第648号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和2年10月2日

長崎県知事 中村 法道

(変 更)

区分	医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	変更事項	変更年月日
旧	訪問看護ステーション 秋櫻	特定非営利活動法人こすも すケアセンター 理事長 石田 一美	長崎県大村市田下町930-1	所在地変更	令和2年6月5日
新			長崎県大村市諏訪2丁目 576番地4		

長崎県告示第649号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和2年10月2日

長崎県知事 中村 法道

(廃 止)

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	廃止年月日
藤田内科医院	藤田 宣士	長崎県諫早市八坂町1-12	令和2年7月31日
まなび野調剤薬局	古本 万里江	長崎県西彼杵郡長与町まなび野2丁目2-1	令和2年7月31日

長崎県告示第650号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和2年10月2日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	指定年月日
押漕医院	長崎県松浦市御厨町里免37番地の1	医療法人社団壮志会 理事長 押漕英展	長崎県松浦市御厨町里免37番地の1	訪問リハビリテーション 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導	令和2年3月1日

長崎県告示第651号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和2年10月2日

長崎県知事 中村 法道

(廃 止)

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	廃止年月日
ケアプランナー 五島	長崎県五島市吉久木町230番地6	特定非営利活動法人 プランナー 理事長 谷川 与志浩	長崎県五島市吉久木町230番地6	居宅介護支援	令和2年9月10日

長崎県告示第652号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和2年10月2日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
はり・きゅう	牧尾 健一	長崎県諫早市貝津町 2198番地 6			令和2年8月1日

長崎県告示第653号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和2年10月2日

長崎県知事 中村 法道

(廃 止)

業務の種類	指定施術機関名 (施術者氏名)	施術者住所	施術所名称 (施術所を開設している場合)	施術所所在地 (施術所を開設している場合)	廃止年月日
柔道整復	岩下 拓	長崎県諫早市小豆崎 町224番地 1			令和2年8月17日

長崎県告示第654号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和2年10月2日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所 在 地	更新年月日
ライオン薬局	諫早市永昌東町19-13	令和2年10月1日
トラスト薬局城山店	佐世保市城山町3-22	令和2年10月1日
そうごう薬局 西海大島店	西海市大島町1825番地 1	令和2年10月1日
スマイル薬局	長崎市若葉町6-18	令和2年10月1日
しめんばし薬局	諫早市天満町5-6	令和2年10月1日
おおしま薬局（諏訪店）	大村市諏訪1丁目878-3	令和2年10月1日
井手薬局塩浜店	佐世保市塩浜町3-12	令和2年10月1日
コスモス薬局	長崎市松が枝町3番19	令和2年10月1日

ふじわら薬局	佐世保市藤原町39-1	令和2年10月1日
ハーモニー薬局 川棚店	東彼杵郡川棚町下組郷375-3	令和2年10月1日
中通り薬局	西彼杵郡時津町浦郷274-4	令和2年10月1日

長崎県告示第655号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業所等）として次のとおり指定を更新した。

令和2年10月2日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
フランシスコ訪問看護ステーション	長崎市石神町13-39	令和2年10月1日
訪問看護ステーションえがお	西海市西彼町八木原郷3453番地1	令和2年10月1日

長崎県告示第656号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和2年10月2日

長崎県知事 中村 法道

加入区	漁業の区分
峰町東部加入区	雑魚大型定置漁業及び雑魚小型定置漁業（落し網を使用するものをいう。）

長崎県告示第657号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があった。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年10月2日

勝本港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 中村 法道

1 出願事項

- (1) 出願の年月日 令和2年9月16日
- (2) 出願人の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所
名 称 壱岐市
所在地 長崎県郷ノ浦町本村触562番地
代表者の氏名 壱岐市長 白川 博一
代表者の住所 長崎県郷ノ浦町本村触562番地
- (3) 埋立区域
ア 位置

長崎県壱岐市勝本町勝本浦字黒瀬298番2に隣接する白地及び字本浦105番24並びに105番4に隣接する白地の地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

2,339.59平方メートル

(4) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

長崎県壱岐市勝本町勝本浦字黒瀬298番2に隣接する白地、字本浦105番24及び105番4に隣接する白地、同白地に隣接する道、並びに同地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

4,664.38平方メートル

(5) 埋立地の用途

多目的広場用地

2 縦覧の場所及び期間

(1) 縦覧の場所

ア 長崎県長崎市尾上町3番1号

長崎県土木部港湾課

イ 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触570番地

長崎県壱岐振興局

ウ 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触562番地

壱岐市役所

(2) 縦覧の期間

告示の日から起算して3週間

公 告

肥料登録の有効期間の更新（公告）

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和2年10月2日

長崎県知事 中村 法道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥 第647号	蒸製骨粉	蒸製骨粉	窒素全量 3.3% りん酸全量 19.0%	長崎県諫早市下大渡野町 2041番地1	長崎油飼工業株式会 社 代表取締役 本田 友宏	平成20年 10月9日	令和2年 10月9日 から 令和8年 10月8日

土地改良区の役員の住所変更（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、鑑瀬土地改良区から次のとおり役員の住所変更の届出があった。

令和2年10月2日

長崎県知事 中村 法道

役職名	氏 名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
理事	山口 茂明	五島市上崎山町177番地	五島市木場町683番地 1

土地区画整理事業の定款の変更認可（公告）

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定により、池山土地区画整理事業の定款の変更を認可した。

令和 2 年10月 2 日

長崎県知事 中村 法道

- 1 土地区画整理組合の名称
池山土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
自 平成27年 2 月20日
至 令和 3 年 6 月30日
- 3 施行地区
西彼杵郡長与町吉無田郷字的場、珍シ川、山下及び江下の各一部
- 4 変更認可年月日
令和 2 年10月 2 日

交 通 局 公 告**一般競争入札の参加者の資格等（告示）**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和 2 年10月 2 日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 調達する物品の名称及び予定数量
軽油 1,532キロリットル
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、2 年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (5) 原則として 1 年以上の営業実績を有しない者
 - (6) 当該軽油を確実に納入できない者
 - (7) 直近の決算において、売上高が10億円未満である者
 - (8) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
 - (9) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加者の資格及び審査
 - (1) 2 の(1)から(9)までに該当する者は、1 の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。

(2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し、決定する。なお、申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、県からの資格審査結果通知書及び(2)審査事項のみのみを審査する。

(3) 審査事項

審査事項は、以下のアからカまでとし、その対象とする区切り又は期間は、4の(2)の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度とする。

ア 純資産の額 前事業年度及び前々事業年度の純資産の額

イ 従業員数 基準日の前日現在の従業員数

ウ 営業年数 基準日の前日までの営業年数

エ 損益状況 前事業年度及び前々事業年度の損益状況

オ 財務比率 前事業年度末日現在における次に掲げる各比率

（ア）売上高当期利益率

（イ）固定長期適合率

（ウ）流動比率

カ 当該軽油を確実に納入しうることを（様式第4号から様式第8号まで）。

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和2年10月22日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

(3) 申請書の提出方法

ア 申請者のうち、県資格を取得している者

申請書（様式第1号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

（ア）誓約書

（イ）委任状

（ウ）印鑑届（様式第3号）

（エ）当該軽油を確実に納入しうることを証明（様式第4号から様式第8号まで）

（オ）直近の決算書の写し

（カ）県からの資格審査結果通知書の写し

イ 申請者のうち、県資格を取得していない者

申請書（様式第2号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

（ア）誓約書

（イ）財務関係明細書

（ウ）営業概要書

（エ）委任状

（オ）法人にあっては登記簿謄本

（カ）個人にあっては次のa及びb

a 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

b 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

（ク）県税に関し未納がないことを証する証明書

（ケ）消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

（コ）営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

（ク）印鑑届（様式第3号）

（カ）当該軽油を確実に納入しうることを証明（様式第4号から様式第8号まで）

(シ) 直近の決算書の写し

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類において外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

(住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1

(名称) 長崎県交通局管理部総務課（総務係）

(電話) 095-822-5141

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第9号）により通知（郵送）する。

6 資格の有効期間

この告示に基づき取得した入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。

7 資格の取消等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(9)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は2年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告を行う。

令和2年10月2日

長崎県交通局長 太田 彰幸

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

軽油 1,532キロリットル

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による

(3) 納入期間

令和2年11月1日から令和3年1月31日まで

(4) 納入場所

ア 長崎営業所（長崎市八千代町3-1）

イ 矢上営業所（長崎市田中町384-1）

ウ 長与営業所（西彼杵郡長与町高田郷721-2）

エ 諫早営業所（諫早市貝津町1492-1）

オ 大村営業所（大村市松山町489-13）

(5) 一連の調達契約に関する事項

ア 今後調達が予定される物品等の名称、数量及び入札の公告の予定時期

軽油 916キロリットル 令和3年1月頃

イ 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付

令和2年2月12日

(6) 入札の方法

入札は、1キロリットル（1,000リットル）当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税相当額を控除した金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札

価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税相当額を差し引いた額の110分の100に相当する金額に軽油引取税相当額を加算した金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、2年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 軽油調達に関する令和2年10月2日付けの一般競争入札の参加者の資格等の告示（令和2年10月2日付け長崎県公報第10958号登載）に定める資格を得ていること。
- (4) この公告の日から9の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から9の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (6) 直近の決算において、売上高が10億円以上であること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

所定の審査申請書等に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1

（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務係）

（電話）095-822-5141

（提出期限）令和2年10月22日

4 入札参加条件

次の条件を満たしている者であること。

- (1) 2の入札参加資格を有する者であること。
- (2) 当該購入する物品を契約書に基づき確実に、かつ、納入期限内に納入できる者であること。
- (3) 当該購入する物品を、全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく納入できる者であること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等

（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1

（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務係）

（電話）095-822-5141

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付方法

（期間）令和2年10月2日から令和2年10月22日までの間（県の休日を除く。）

（場所）5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札の場所及び期日等

（場所）長崎県交通局本局3階 第2研修室

（期日）令和2年10月28日 午前10時00分開始

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

（郵送による場合の入札書の受領期限等）

（受領期限）令和2年10月27日 午後5時00分（必着）

（提出先）長崎県交通局管理部総務課（総務係）

（その他）郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）に予定数量を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。なお、入札保証金の納付期限及び入札保証保険契約証書の提出期限は、入札書の受領期限と同じとする。

ア 交通局を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）に予定数量を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。なお、契約保証金の納付及び履行保証保険契約証書の提出は、契約の締結と同日とする。

ア 交通局を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、(1)から(8)までに該当することによりその入札が無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札をしたとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(10) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

(1) 長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
light oil 1,532 KL
- (2) Delivery period:
From November 1st, 2020, to January 31, 2021
- (3) Delivery place:
a) Nagasaki Office Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
b) Yagami Office Nagasaki City, Tanaka-machi, 384-1
c) Nagayo Office Nishisonogi-gun, Nagayo-cho, Kodago, 721-2
d) Isahaya Office Isahaya City, Kaizu-machi, 1492-1
e) Omura Office Omura City, Matsuyama-machi, 489-13
- (4) Time-limit for tender:
No later than October 27, 2020
- (5) Date and time for the opening of tender:
10:00 October 28, 2020
- (6) Contact point for the notice
The administrative office of the Nagasaki Traffic Bureau
Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
Tel 095-822-5141

有明海自動車航送船組合告示

有明海自動車航送船組合告示第2号

有明海自動車航送船組合議会令和2年第2回定例会を令和2年10月13日午後1時島原市に招集する。
令和2年10月2日

有明海自動車航送船組合
管理者 栗林 堅一郎

発行者

長崎県
長崎市長
尾上町三番一号電話代表
直通表
(八二四)
二一
一一
四一

印刷所

長崎県
島原市
八幡十二号株式会社
寺田宏
印刷